

【会長が定める施工基準】

第2条第1項各号に規定する会長が定める施工基準は、次のとおりとする。

屋上緑化

1. 第2条第1項第1号に規定する屋上面積は、屋上面積から空調設備、太陽光発電設備等建物の管理及び環境対策に必要な設備に係る面積を除いた面積とする。また、同号に規定する屋上に人が出入りすることのできる構造は、階段又はエレベーターにより出入りできるものとし、はしごのみにより出入りできるものは除くものとする。
2. 第3条第1項第1号に規定する緑化面積は、植栽基盤面積とする。
3. 新設建築物の場合は、植栽基盤の土厚は、原則として15cm以上であること。
4. 新設建築物の場合の緑化は、樹木を植栽し、立体的な植栽を行うこと。この場合において、植栽時の樹木の樹冠水平投影面積が植栽基盤面積の10分の1以上であること。
5. 池、水流その他これらに類するもので、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、これらを植栽基盤とみなし、その水平投影面積を植栽基盤面積に算入することができる。この場合において、植栽基盤の土厚に関する規定は、適用しない。
6. プランター等独立した植栽容器を使用しないこと。
7. かん水装置を設置するなどかん水について配慮すること。
8. 倒木や植栽基盤表面の土壌の飛散などが起こらないよう風対策を講じること。
9. 中高木の植栽等特に荷重のかかる部分については、なるべく柱やはりで受け止めるよう配慮すること。
10. 植物の根が建物の防水層に浸入することがないように、植栽基盤下に防水・防根対策を講じること。
11. 外周に転落防止柵等を設置すること。

壁面緑化

12. 緑化は、自立式のユニット又は建築物の壁面に沿って誘引パネル、ネット等の誘引資材を設置し、植物を固定し、又ははわせる形式で行うものとする。
13. 第3条第1項第2号に規定する緑化面積は、自立式ユニットの設置面積又は植栽

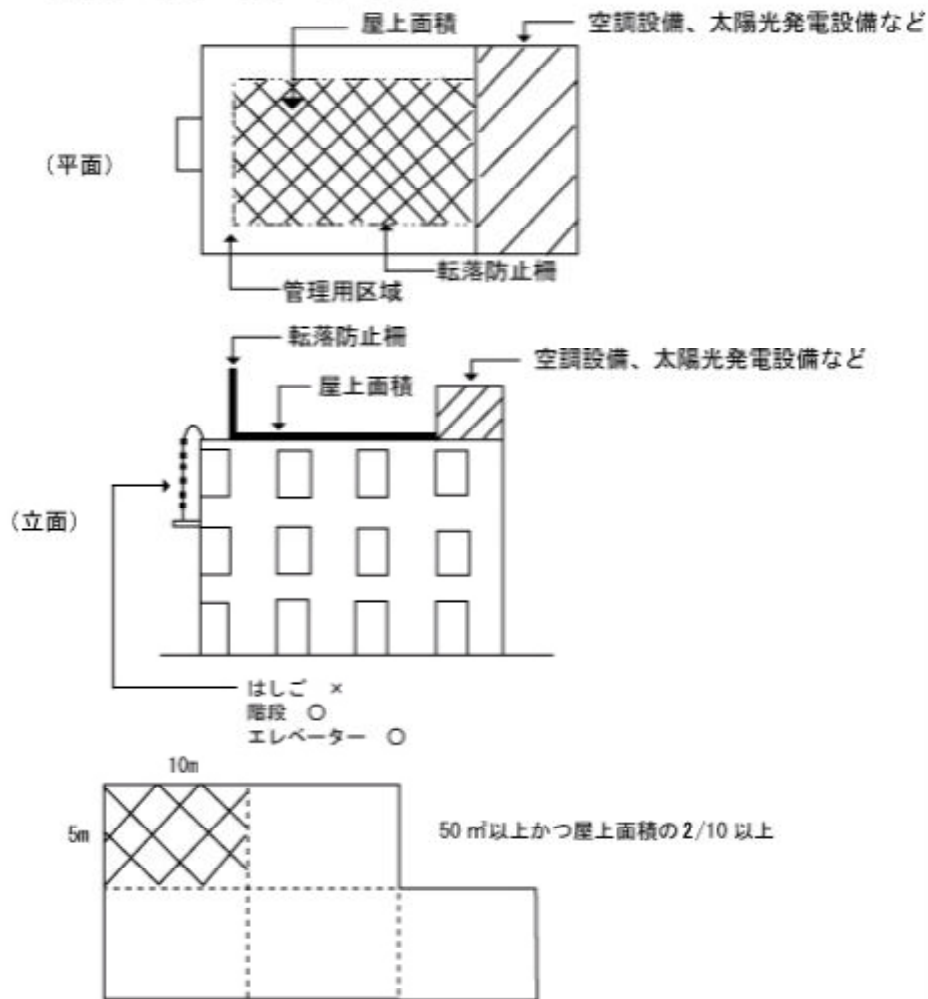
延長に誘引資材の設置高を乗じた値とする。

14. プランター等独立した植栽容器を使用しないこと。
15. 自立式ユニット又は下垂式緑化については、原則として自動かん水装置を設置すること。
16. 植栽する株ごとの植栽間隔は、30cm以内とすること。
17. 原則として、公道から見える位置に設けること。

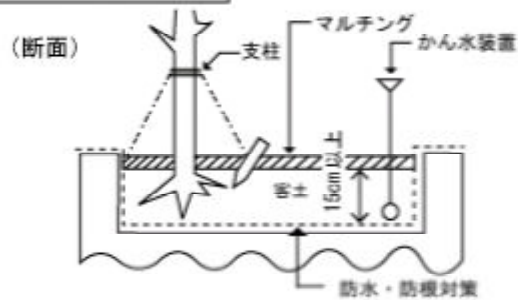
1. 屋上緑化

1. 2. 11 屋上面積、植栽基盤面積、転落防止柵

要綱第2条第1項第1号の規定



3. 7. 8. 10 客土厚、かん水装置、風対策、防水・防根対策



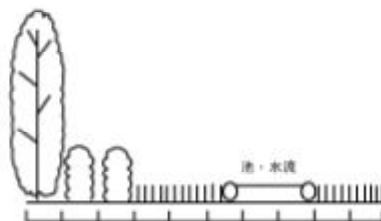
1. 屋上緑化

4、5 立体的な植栽、池・水流

(平面) 植栽基盤面積



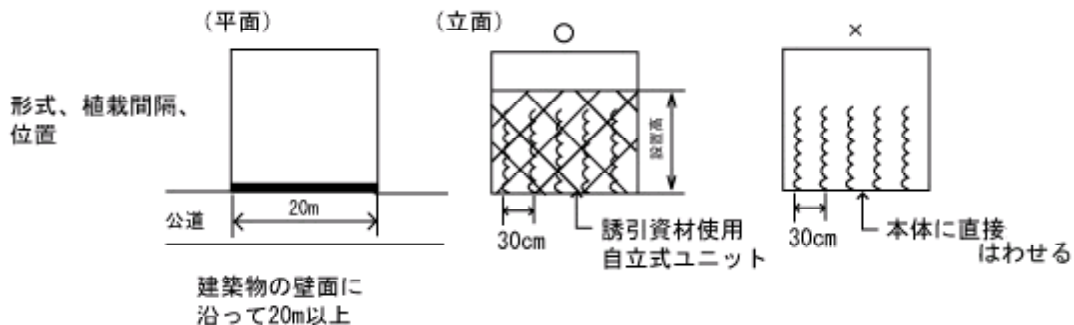
(立面)



2. 壁面緑化

1. 2. 5. 6

要綱第2条第1項第2号の規定



4 自動かん水装置

